

食品衛生申請等システムの導入について

1 導入の経緯

平成30年6月、国は食をとりまく環境の変化に対応するため、食中毒発生リスクに応じた営業許可業種等を抜本的に見直し、食品リコール[※]情報報告制度を創設する等、食品衛生法の大幅な改正を行なった。

一方、地方公共団体におけるオンライン利用促進指針（平成30年5月31日総務省）では、食品営業関係手続きが、住民の利便性の向上や業務効率が高いと考えられるオンライン化の促進対象に位置づけられており、国は今回の法改正を契機に、「食品衛生申請等システム」（以下「食品システム」という。）を開発し、令和2年度から各自治体での利用を求めている。

区においては、食品システムの導入について検討を進めたところ、事業者の申請等の利便性の向上、消費者への食品リコール情報の迅速な提供、新たな営業許可業種等への対応が図れることから、同システムを導入することとした。

2 食品システムの概要（概要図参照）

食品システムは、営業の許可・届出機能、食品リコール情報管理機能から構成される。

(1) 営業の許可・届出業務

- ・営業許可の申請や届出の手続きが、事業者の所有するシステムで行うことができる。
- ・営業許可に伴う検査結果が、食品システムで受け取ることができる。
- ・営業許可・届出に係る開示情報は、厚生労働省ホームページで消費者等が閲覧できる。

(2) 食品リコール情報管理業務

- ・事業者の行う食品リコール手続きが、事業者の所有するシステムで行うことができる。
- ・食品リコール情報は、厚生労働省ホームページで消費者等が閲覧できる。

3 事業者の利用手続き

- ・事業者は、自らのメールアドレスをユーザーIDとし、パスワード等を設定することで、利用者登録（事業者ごとのアカウント作成）を行う。
- ・事業者はこのアカウントを利用して、営業許可の申請、届出の手続き及び食品リコール情報を登録することができる。

4 利用開始日

令和2年6月1日（ただし、集団給食等、届出の一部に限る。）

なお、その他の許可業種は、令和3年6月1日からの利用開始となる。

5 対象施設数

3, 300件程度（集団給食等）

（その他の許可業種：6, 100件程度）

6 周知

- ・営業許可業種ごとの個別案内通知
- ・法改正の内容及び食品システム利用に関する講習会の開催
- ・営業許可の更新時及び業種別講習会での内容説明
- ・区ホームページへの掲載

※ 食品リコール：食品事業者が食品衛生法違反や健康被害のおそれがある食品を自主的に回収すること。

食品システムの概要図

